

みどり

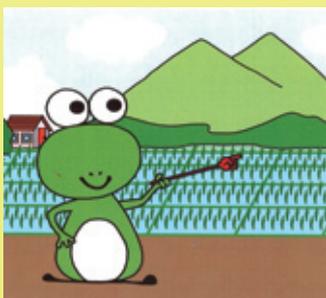
# 第九回 茨城県美しい水と里づくり

## 優良活動表彰事例集

【中山間地域等直接支払制度部門】



【茨城県知事賞】 大子町 熊久保集落



平成 29 年 2 月

茨 城 県



茨城県マスコット ハッスル黄門

# 第九回茨城県美しい<sup>みどり</sup>水土里づくり優良活動表彰

## ～ 中山間地域等直接支払制度部門について ～

### ■目的

茨城の農村地域では、八溝山や筑波山・霞ヶ浦など豊かな自然環境の中で脈々と農業が営まれ、美しい風景などの資源が継承されてきました。

しかしながら、中山間地域等は、高齢化の進展や担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加が懸念されています。

本表彰は、農地や水路・農道等の管理、農業・農村が持つ多面的機能の増進、生産性や収益の向上などについて、優良な取り組みをしている集落を表彰し、茨城の農村の魅力を県内外に発信することを目的としています。

### ■対象

表彰の対象は、県内で中山間地域等直接支払制度に取り組む集落で、市町村長から推薦を受けた集落です。

### ■主催

茨城県、全国山村振興連盟茨城県支部

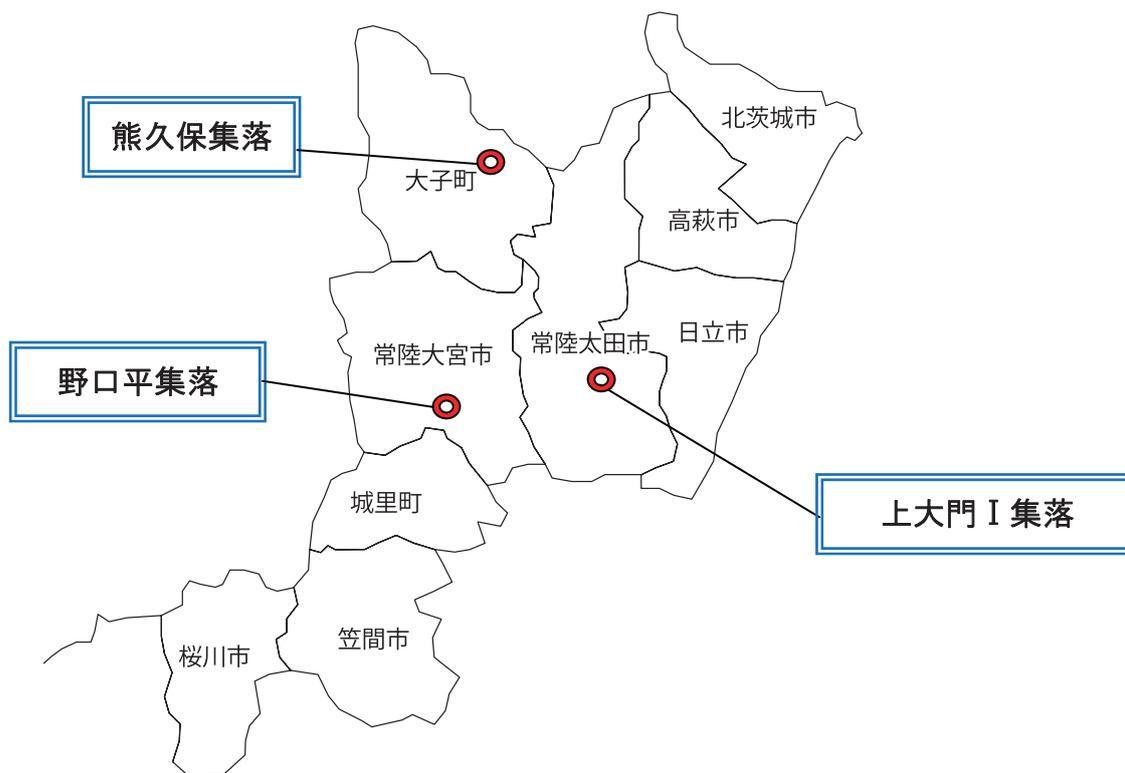
### ■賞の種類

茨城県知事賞 1点

全国山村振興連盟茨城県支部長賞 1点

茨城県農林水産部長賞 1点

## ■受賞集落の位置図



## 目次

### 【茨城県知事賞】

大子町 <small>くまのくぼ</small> 熊久保集落	1
--------------------------------	---

### 【全国山村振興連盟茨城県支部長賞】

常陸太田市 <small>かみおおかど</small> 上大門 I 集落	3
--------------------------------------	---

### 【茨城県農林水産部長賞】

常陸大宮市 <small>のぐちたいら</small> 野口平集落	5
-----------------------------------	---

中山間地域等直接支払制度の内容	7
-----------------	---

中山間地域等直接支払制度の平成 29 年度概算決定の概要	11
------------------------------	----

平成 27 年度の実施状況	12
---------------	----

注) この事例集の記載内容は、市町村より提出された推薦書をもとに作成しています。

## 美しい棚田景観の維持と名勝ヤマザクラ群の保護

### 集落協定の概要

協定開始年度	平成 <b>12</b> 年度	交付金額 <b>22</b> 万円	個人配分率	<b>50%</b>
協定参加者	<b>4</b> 名（農業者 <b>4</b> 名）		共同取組活動分	<b>50%</b>
協定面積	田 <b>1.0</b> ha		水路・農道管理費等	<b>50%</b>
傾 斜	田・急傾斜 1/10			
交付単価	通常単価			

### 集落の活動内容

#### 農用地，水路・農道の管理活動

農地法面の定期的点検  
随時点検  
協定参加者全員で実施

耕作放棄地の保全管理  
景観作物等の植栽

水路 **0.5**km  
随時清掃，草刈りを実施

農道 **0.5**km  
随時草刈りを実施

鳥獣害防止対策  
イノシシ等の被害防止  
対策として電気柵を設  
置

#### 農業生産活動の体制 整備

支援体制整備  
集落ぐるみの共同取組  
活動により農業生産活  
動の維持を図る体制を  
整備

#### 多面的機能の増進活動

周辺林地の下草刈り  
年 **2** 回 約 **0.5**ha 実施

堆きゆう肥の施肥  
年 **1** 回実施  
化学肥料・農薬の使用の  
低減化

#### 特記事項

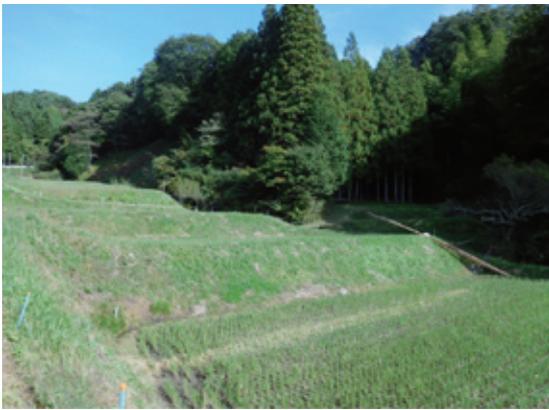
ヤマザクラ群  
「沓掛峠の山桜を守る  
会」への参加

### 取組に至る経緯

- ・ 当地域は四方を高い山々に囲まれ、基盤整備が未実施など不整形かつ狭小な田が多い。また、農業者の高齢化や担い手不足から農業生産活動や農地の維持管理の継続が懸念されていた。
- ・ 農業生産活動の継続を不安視していた中、本制度を活用し、共同活動により農地及び農業生産活動の維持を図ろうと、平成12年度から取り組んでいる。

## 特徴的な取組

- ・ 傾斜が厳しく狭小な田が多いが、農地法面や農道の草刈り、周辺林地の下草刈り等こまめに管理を行っており、美しい棚田景観の維持に努めている。
- ・ 堆きゅう肥の施肥により、化学肥料や化学農薬の使用を低減し、人や環境にやさしい循環型農業に取り組んでいる。
- ・ 電気柵を設置しイノシシの被害を防止している。
- ・ 近くに「沓掛峠のヤマザクラ群」があり、協定参加者全員が「沓掛峠の山桜を守る会」の会員となって下草刈り、肥培管理、樹木の消毒などの手入れを行い、町の名勝であるヤマザクラの保全に努めている。
- ・ 棚田とヤマザクラ群を一体的に管理することで、美しい農村景観の維持に努めている。



○適正に管理されている急傾斜法面



○堆きゅう肥の施肥



○獣害対策用電気柵の設置



○沓掛峠のヤマザクラの保全

## 取組による成果、今後の課題等

- ・ 急傾斜という比較的耕作が困難で、さらに耕作者の高齢化が進む地域であっても、協定参加者同士が協力することにより美しい景観が保たれている。
- ・ 共同取組活動により農業生産活動の維持を図る体制が整備されているが、将来にわたり農業生産活動等が維持できる体制の構築を図っていく。

## 共同活動により田園風景を守る

### 集落協定の概要

協定開始年度	平成 <b>12</b> 年度	交付金額 <b>32</b> 万円	個人配分率	<b>0%</b>
協定参加者	<b>9</b> 名（農業者 <b>9</b> 名）		共同取組活動分	<b>100%</b>
協定面積	田 <b>1.5</b> ha		役員報酬	<b>5%</b>
傾 斜	田・急傾斜 1/9		水路・農道管理, 景観作物栽培経費	<b>62%</b>
交付単価	通常単価		その他(会議費等)	<b>33%</b>

### 集落の活動内容

#### 農用地，水路・農道の管理活動

農地法面の定期的点検  
随時点検

耕作放棄地の保全管理  
田 **455** m<sup>2</sup>

水路 **0.11**km  
共同で年 **3~4** 回清掃  
年 **3~4** 回草刈り

農道 **0.13**km  
共同で年 **2** 回草刈り

鳥獣害防止対策  
イノシシ被害防止対策  
として共同で電気柵を  
設置

#### 多面的機能の増進活動

周辺林地の下草刈り  
年 **3~4** 回  
約 **200** m<sup>2</sup>実施

景観作物の作付け  
桜及びケイトウの作付

#### 農業生産活動の体制整備

支援体制整備  
集落ぐるみの共同取組  
活動により農業の維持  
を図る。

機械・農作業の共同化  
刈払機の共同利用  
(周辺林地，協定農用地  
の保全管理)

### 取組に至る経緯

- ・当地域は湿田が多く，農作業をするには大変な労力が必要な上に，農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地が増加していた。
- ・個々で農作業を行っており，集落内で話し合いの場も無かったが，本制度の活用により，地域の農業をどう継続させるのかを集落で話し合い守っていこうと，平成 12 年度から取り組んでいる。

## 特徴的な取組

- ・ 小区画・不整形な農地や急傾斜の法面など維持管理が大変な中でも、共同活動により農業生産活動を維持し、美しい農村景観を守っている。
- ・ 農道に影響を及ぼさないよう、周辺林地の下草刈りや竹の整備を行っている。
- ・ 景観作物としてケイトウを作付けしており、農村環境の美化に努めている。
- ・ 毎年 11 月 23 日に交流会を実施し、農産物直売や手打ちうどんの提供などを行い、三世代交流を図っている。



○適正に管理されている急斜面法面



○下草刈りや竹の整備を実施



○交流会（農産物直売）の実施



○景観形成（ケイトウの作付）

## 取組による成果、今後の課題等

- ・ イノシシの被害対策として共同で電気柵を設置したことにより、被害が減り、農業者の耕作意欲の低下を防ぐことができた。
- ・ 山間で基盤整備もできない非常に農業生産条件が悪い中、地域の共同活動により農業生産活動が継続され、美しい農地・農村の景観が守られている。
- ・ 共同で農地の維持を図れる体制を引き続き維持し、耕作放棄地を発生させないように取り組んでいく。

## 共同で支え合う農業生産活動

### 集落協定の概要

協定開始年度	平成 17 年度	個人配分率	31%
協定参加者	34 名（農業者 34 名）	共同取組活動分	69%
協定面積	田 8.3ha	水路・農道等管理費	38%
傾 斜	田・緩傾斜 1/50	その他 （共同活動に係る日当等）	31%
交付単価	8 割単価	交付金額	53 万円

### 集落の活動内容

#### 農用地，水路・農道の管理活動

##### 農地法面の定期的点検

共同で年 4 回点検  
参加者全員で除草  
随時実施

##### 鳥獣害防止対策

イノシシ被害防止対策  
として電気柵を設置

##### 水路 1.5km

共同で年 4 回清掃  
年 4 回草刈り

##### 農道 1.5km

共同で年 4 回草刈り

#### 多面的機能の増進活動

##### 周辺林地の下草刈り

共同で年 4 回実施  
（約 0.3ha）

#### 特記事項

##### 集落内の交流の増加

共同活動を含め，年 7 回  
コミュニケーションをと  
る機会を作っている

### 取組に至る経緯

- ・周囲が山々に囲まれた集落であり，農業者の高齢化や担い手不足，イノシシの被害等により農地の維持管理が難しい。
- ・本制度を活用し，農業生産活動が継続できる体制作りを確立させるため，平成 17 年度から本制度に取り組んでいる。

## 特徴的な取組

- ・水路・農道の延長距離が 1.5km と長いですが、年 4 回清掃・草刈りを共同で行い、農用地の適正な維持管理に努めている。
- ・年 4 回の共同活動により農地と一体となった周辺林地約 0.3ha の下草刈りを実施し、農地に影響を及ぼさないよう適正に管理するとともに、イノシシが近づかない環境整備に努めている。
- ・協定農用地の周囲に電気柵を設置しイノシシの被害を防止している。



○農地法面の管理



○周辺林地の下草刈り



○農道の清掃・草刈り



○イノシシ対策用電気柵の設置

## 取組による成果、今後の課題等

- ・共同活動に積極的に取り組むことで、集落内のコミュニケーションを取る機会が増加し、集落内で協力しながら農地を守っていく意識が向上した。
- ・イノシシの被害対策として、協定農用地の周囲に電気柵を設置することで、被害が軽減された。
- ・集落内の協定に参加していない農家との連携により、農業生産活動を維持するための体制整備を進める。

# 中山間地域等直接支払制度の内容

## 制度全般について

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって5年間以上農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する制度です。

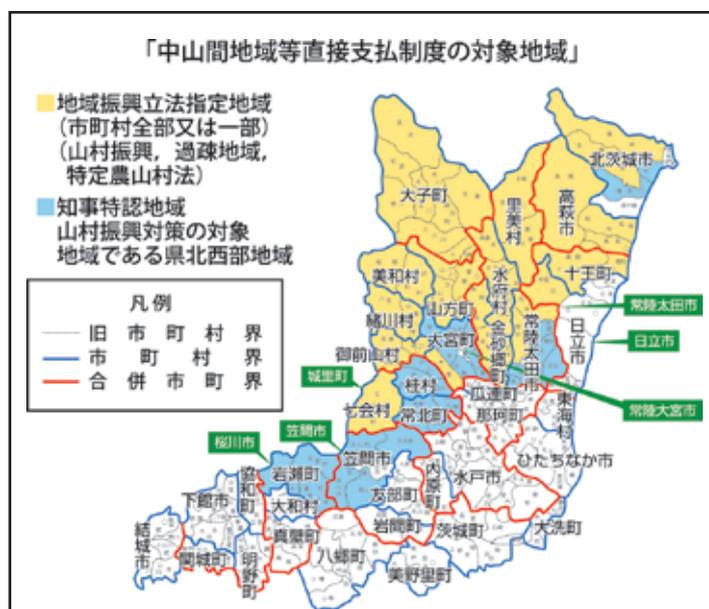
平成27年度から平成31年度までの第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりの後押しや、超急傾斜農用地の保全・活用に関する活動を支援するなど、農業や農村を将来にわたって維持するための取組みへの支援を強化し実施されています。

## ● 対象地域

茨城県では、対象地域は次のとおりです。

市町村名	特定農山村法，山村振興法，過疎法の指定地域	県知事の特認地域
日立市	旧十王町，㊸中里村	—
常陸太田市	旧金砂郷町，旧水府村，旧里美村， ㊸誉田村，㊸河内村	㊸機初村，㊸世矢村，㊸西小沢村， ㊸幸久村，㊸佐竹村，㊸佐都村
高萩市	全域	—
北茨城市	㊸関本村，㊸華川村	㊸磯原町，㊸関南村
笠間市	—	㊸大池田村，㊸北山内村， ㊸南山内村，㊸西山内村
常陸大宮市	旧御前山村，旧山方町，旧美和村， 旧緒川村，㊸大場村	旧大宮町（㊸大賀村，㊸世喜村， ㊸上野村，㊸静村，㊸塩田村，㊸玉川村）
桜川市	—	旧岩瀬町
城里町	旧七会村	旧常北町，旧桂村
大子町	全域	—

※（注）㊸市町村名は，昭和25年2月1日当時の市町村名



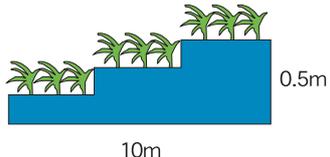
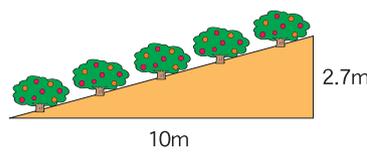
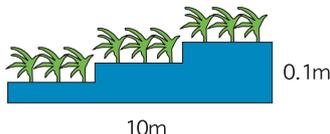
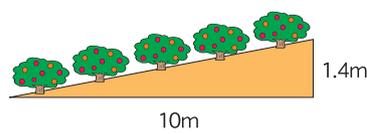
## ● 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、農振農用地区域内にある一団の農用地（※1）で、かつ下の図中の傾斜等の基準を満たす農用地です。

交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。

（※1）一団の農用地とは、1 ha 以上の団地、または

集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上のものです。

○急傾斜地		10a 当たりの交付額	
水田 傾斜 1/20	畑, 草地, 採草放牧地 傾斜 15°	田	21,000 円
		畑	11,500 円
		草地	10,500 円
		採草放牧地	1,000 円
○緩傾斜地（市町村長が特に必要と認めるもの）		10a 当たりの交付額	
水田 傾斜 1/100	畑, 草地, 採草放牧地 傾斜 8°	田	8,000 円
		畑	3,500 円
		草地	3,000 円
		採草放牧地	300 円
○小区画・不整形な田			
○高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地（市町村長が特に必要と認めるもの）			

## ● 加算措置（10a 当たり加算額）

①集落連携・機能維持加算	
ア 集落協定の広域化支援 地目によらず 2,000 円	複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算
イ 小規模・高齢化集落支援 田 4,500 円, 畑 1,800 円	本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算
②超急傾斜農地保全管理加算 田・畑 6,000 円	超急傾斜地（田：1/10 以上、畑：20° 以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算

※加算措置は、交付金の通常単価（次頁参照）に該当する場合に対象となります。

## ● 交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下、農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。）

## 集落協定について

### ● 集落協定とは

集落協定は、対象農用地において、農業者等の中で締結します。集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めます。市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

#### ～集落協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地の範囲
- 構成員の役割分担
  - ・農用地の管理者及び受託の方法
  - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
  - ・経理担当者、代表者等
- 集落マスタープラン
  - ・集落の10～15年後を見据えた将来像
  - ・将来像を実現するための5年間の活動計画
- 協定で取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



### ● 交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

### ● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

#### 通常単価の8割

(必ず実施しなければならない事項)  
以下の取組までを行う協定には  
通常単価の8割の交付となります。

- ① 集落マスタープランの作成
- ② 農業生産活動等
  - 耕作放棄の発生防止活動  
高齢農家の農用地の賃借権設定、  
法面保護・改修等
  - 水路・農道等の管理活動  
補修、泥上げ、草刈り等
- ③ 多面的機能を増進する活動  
(次のうち1つ以上を選択)
  - 国土保全機能を高める取組  
周辺林地の管理等
  - 保健休養機能を高める取組  
景観作物の作付け、  
市民農園・体験農園の設置等
  - 自然生態系の保全に資する取組  
魚類・昆虫類の保護等

#### 通常単価(10割)

左欄に加え、以下の取組を行う協定には  
通常単価(10割)の交付となります。

- ① 農用地等保全体制整備
- ② 農業生産活動等の継続に向けた活動  
(次のA～Cの要件から1つ以上を選択)

A 要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業生産性の向上 (2つ以上を選択※取組の内容・条件により1つ以上の場合もあり)</li> <li>・機械・農作業の共同化</li> <li>・高付加価値型農業の実践</li> <li>・農業生産条件の強化</li> <li>・担い手への農地集積</li> <li>・担い手への農作業の委託</li> </ul>
B 要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性・若者等の参画を得た取組 (1つ以上を選択)</li> <li>・新規就農者等の確保</li> <li>・地場産農産物等の加工・販売</li> <li>・消費・出資の呼び込み</li> </ul>
C 要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団的かつ持続可能な体制整備 ・高齢農家でも安心して農業に取り組める体制づくり</li> </ul>

## 個別協定について

### ● 個別協定とは

#### ① 利用権の設定等又は受委託契約の締結

個別協定は、傾斜等の基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（※1）の受委託（田3種類以上、畑2種類以上、草地1種類以上）について締結します。

市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

#### ～個別協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地
- 設定権利等の種類
- 設定権利者、委託者名（出し手）
- 設定権利等の契約年月日、契約期間
- 交付金の使用方法
- 加算措置適用のために取り組むべき事項

#### （※1）基幹的農作業とは

田畑の場合	草地の場合
耕起	耕起
代かき又は整地	播種
田植え又は播種	収穫
整枝・剪定	乾燥・調製
病虫害防除	
収穫	
乾燥・調製	

#### ② 自作地を含めて交付対象とする場合（傾斜等の基準を満たすことが必要）

次の条件を満たす場合は、認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができます。

①の利用権の設定又は受委託契約の締結に加えて、

一団の農用地すべてを耕作している者 又は 3ha以上の経営の規模を有している者	が	農業生産活動等として取り組む事項（※2） 又は 農用地の利用権の設定等として取り組む事項（※3）
---	---	--

を協定に規定する場合

（※2）農業生産活動等として取り組む事項とは、耕作放棄地の防止活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動です。

（※3）農用地の利用権の設定等として取り組む事項とは、平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定時面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方）以上増加することです。

### ● 交付対象者

個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者、これに準じる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

### ● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

#### 通常単価の8割

##### <自作地を含めている協定>

- ・平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定時面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方）以上増加しない場合は8割単価となります。

#### 通常単価（10割）

##### <利用権設定・受託農用地のみの協定>

- ・すべて10割単価です。

##### <自作地を含めている協定>

- ・平成31年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合以上増加することが必要です。

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 26,300 (26,300) 百万円】

**中山間地域等直接支払交付金**  
25,800 (26,000) 百万円

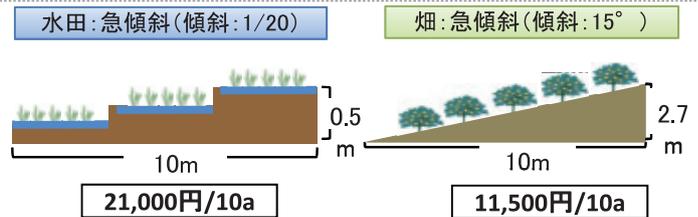
中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】 地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

※ 平成28年度より、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする等、運用を改善

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

〔単価〕
地目にかかわらず
3,000円/10a



- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

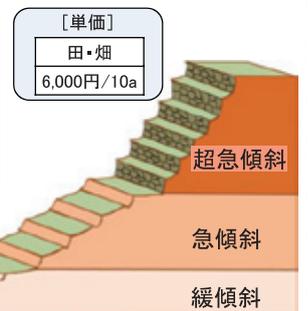
〔単価〕	田	畑
	4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保安全管理加算】

超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援  
※ 平成29年度より、【集落協定に基づく活動】の①及び②を①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



石積みのある超急傾斜地



【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】(新規) 200 ( - ) 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業(新規)」に係る活動の推進を支援

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進

## 平成 27 年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況について

平成 27 年度は 9 市町で 96 協定、約 525ha の農用地を対象に約 53,226 千円の交付金が交付され、耕作放棄の発生防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

### 平成 27 年度 交付実績

#### 市町村別協定数、交付面積及び交付金額

(単位：件数, ha, 千円)

市町村名	協定数			交付面積			交付金額		
	集落協定	個別協定		集落協定	個別協定		集落協定	個別協定	
合計	96	96	-	525	525	-	53,226	53,226	-
日立市	3	3	-	7	7	-	993	993	-
常陸太田市	40	40	-	176	176	-	22,982	22,982	-
高萩市	9	9	-	146	146	-	11,838	11,838	-
北茨城市	2	2	-	12	12	-	1,567	1,567	-
笠間市	2	2	-	21	21	-	1,644	1,644	-
常陸大宮市	21	21	-	80	80	-	5,615	5,615	-
桜川市	3	3	-	42	42	-	2,835	2,835	-
城里町	5	5	-	24	24	-	1,943	1,943	-
太子町	11	11	-	18	18	-	3,810	3,810	-

※ 面積等は単位未満を四捨五入したため、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

#### 交付面積の内訳

(単位：ha)

合計	田				畑			採草放牧地
	急傾斜	緩傾斜	小区画		急傾斜	緩傾斜		
525	516	109	392	16	8	4	5	0

### 集落協定の活動内容 (単位：件数)

#### 農業生産活動等として取り組むべき事項

水路の管理	96
農道の管理	96
農地の法面管理	80
柵、ネット等の設置	60
賃借権設定・農作業委託	27
簡易な基盤整備	7
既荒廃農地の保全管理	3
担い手の確保	2
その他	2

#### 多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	71
保健休養機能	景観作物の作付	43
	体験民宿（グリーン・ツーリズム）	1
自然生態系の保全	魚類・昆虫類の保護	2
	緑肥作物の作付	2
	堆きゅう肥の施肥	1
	鳥類の餌場の確保	1
その他活動		5

#### 農業生産の継続に向けた活動

A要件	機械・農作業の共同化	1
	担い手への農地集積	3
	担い手への農作業の委託	3
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	64

※ B要件の取り組みは該当なし。

中山間地域等直接支払交付金制度の活用については、  
最寄りの市町村にご相談ください。

市町村名	担当課	電話番号
日立市	農林水産課	TEL (0294) 22 - 3111
常陸太田市	農政課	TEL (0294) 72 - 3111
高萩市	農林課	TEL (0293) 23 - 2111
北茨城市	農林水産課	TEL (0293) 43 - 1111
笠間市	農政課	TEL (0296) 77 - 1101
常陸大宮市	農林課	TEL (0295) 52 - 1111
桜川市	農林課	TEL (0296) 55 - 1111
城里町	農業政策課	TEL (029) 288 - 3111
大子町	農林課	TEL (0295) 72 - 1111

### 交付金の手続

交付金を受けるには、市町村長に事業計画の認定を受ける  
必要があります。



交付金は、市町村から集落協定代表者に交付します。  
※個別協定は認定農業者等に交付します。

### 交付金の使用方法

集落協定	個別協定
協定参加者の合意により用途を決定します。 個人に支払うだけでなく、 共同取組活動を通して水路・農道等の維持管 理費、景観作物の種苗代、農業機械購入の積 立などに使用できます。	認定農業者等が 使用します。

## 茨城県農林水産部農地局農村環境課

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL (029) 301 - 4264

FAX (029) 301 - 4269

E - mail [nokan4@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:nokan4@pref.ibaraki.lg.jp)

平成 29 年 2 月作成